

山形県プレミアム付きクーポン券の換金方法等について

1 換金受付期間

使用済みプレミアム付きクーポン券の換金受付期間（延長後）

令和2年11月24日（火）～令和3年7月9日（金）まで

- 受付期間を過ぎてからの持込みには一切応じられませんので、余裕を持ってお持込みください。
- 特に、プレミアム付きクーポン券の利用期限日（令和3年6月30日）から、換金受付期限（令和3年7月9日）までの期間が短いので、ご注意ください。

2 換金方法

① 「換金が可能な郵便局一覧」に記載されている郵便局に次のものをお持ちください

- ・ 換金請求書
- ・ 使用済みプレミアム付きクーポン券（販売店名の記載された大きい方の半券）

- 「換金が可能な郵便局一覧」に掲載された郵便局にお持込みください
- 換金額は、プレミアム付きクーポン券の額面の半額です。
※プレミアム付きクーポン券1枚の換金額は250円です。額面の500円ではありません。
- 1回に換金可能な額は、換金額の合計が10,000円以上（プレミアム付きクーポン券40枚以上）です。換金額の合計が10,000円に満たない場合（プレミアム付きクーポン券39枚以下の場合）は、令和3年6月22日以降に換金してください。
- 次の場合は、換金手続きができませんので、ご注意ください。
 - （ア）プレミアム付きクーポン券の「販売店控え」（小さい方の半券）しかないもの。（換金手続きは、販売店名の記載された大きい方の半券で行います）
 - （イ）プレミアム付きクーポン券の裏面に、「購入者記入欄」（氏名・居住市町村名）の記載がないもの
- 記入例を参考に、予め換金請求書に必要事項を記入して、お持込みください。
- 換金請求書が必要な場合は、コールセンターまでお問い合わせください。郵便局では換金請求書をお渡ししておりません。

事業者（店舗）向けコールセンター番号：0570-666-812

② 郵便局で確認を受けて、換金請求書（参加店舗控）をお受取りください。

- 郵便局でのプレミアム付きクーポン券受付け後、『プレミアム付きクーポン券参加事業所（店舗）登録申込書』に記載された口座にプレミアム分が振込まれます。
- 郵便局で受付けの際に、換金額は受取れませんので、ご注意下さい。
- 振込みまでの期間は通常2～3週間です。

3 換金時に提出するもの

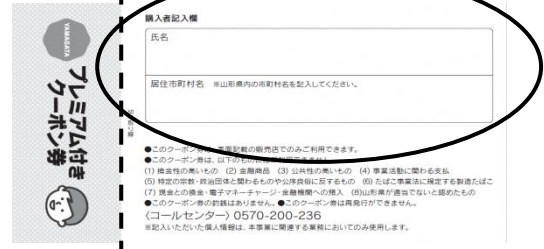
- ①使用済みプレミアム付きクーポン券に、必要事項が記入されているか確認してください。
 ②使用済みプレミアム付きクーポン券を切り離してください。

(表)



表面に、販売店名が記入又は押印されていることを確認して下さい。

(裏)



裏面に、お客様の氏名及び居住市町村が記入されていることを確認して下さい。

- ③「換金請求書」と「クーポン券の大きい方の半券」を、郵便局に提出してください。

<換金請求書>

<クーポン券の大きい方の半券>



と

を郵便局に提出。

- ④「参加事業所（店舗）の控え」は保管してください。



参加事業所（店舗）の控えです。
 大切に保管してください。

【参加事業所（店舗）のみなさまへ】

お客様（消費者）にプレミアム付きクーポン券を販売せず換金することの無いようお願いいたします。

- 後日、不正が判明した場合、既に換金している場合はその換金額の返還を求めます。
- 不正の疑いがある場合、参加事業所（店舗）に対し、県民への販売の事実の確認を求める場合があります。